住民監査請求とは

地方自治法第２４２条の規定に基づき、市の財務会計上の行為について、違法または不当な行為または怠る事実があるとして、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

監査請求をすることができる事項

請求することができるのは、違法または不当な財務会計上の行為で、次に掲げるものについてです。

・公金の支出
・財産の取得・管理・処分
・契約の締結・履行
・債務その他の義務の負担
・公金の賦課・徴収を怠る事実または財産の管理を怠る事実

※これらの行為があった日または終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がない限り請求することはできません。

監査請求をすることができる方

坂井市内に住所を有する個人または法人

監査請求の方法

請求書を作成し、違法もしくは不当な行為または怠る事実を証明する書面（事実証明書）を添付し請求することになります。詳細は、監査委員事務局までお問合せください。